

# 福井県報

第 315 号  
令和 6 年  
9 月 10 日 (火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

### 告 示

○有害な興行の指定 (387・県民安全課) .....	2
○生活保護法の規定による指定医療機関の指定 (388・地域福祉課) .....	2
○生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止 (389・同) .....	2
○生活保護法の規定による指定医療機関の辞退 (390・同) .....	3
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (391・長寿福祉課) .....	3
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止 (392・同) .....	4
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止 (393・同) .....	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定 (394・障がい福祉課) .....	4
○土地改良区の定款変更の認可 (395・福井農林総合事務所) .....	5
○道路の区域の変更 (396・道路保全課) .....	5
○高浜都市計画道路事業の事業計画の認可 (397・都市計画課) .....	6

### 公 告

○クリーニング師の研修およびクリーニング所の業務に従事するものに対する講習 の指定 (医薬食品・衛生課) .....	6
○大規模小売店舗立地法の規定による意見 (2件・商業・市場開拓課) .....	7
○土地改良区の役員の退任 (2件・福井農林総合事務所) .....	8
○土地改良区の役員の就任 (同) .....	8
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決 定 (食品加工研究所) .....	8
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決 定 (2件・道路保全課) .....	9
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (福井 土木事務所) .....	9
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (奥越 土木事務所) .....	11
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (丹南 土木事務所) .....	13

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (嶺南 振興局) .....	15
選挙管理委員会告示	
○政治団体の届出事項の異動に係る届出 (54) .....	17
○政治団体の解散の届出 (55) .....	18
公安委員会告示	
○技能検定員審査の実施 (89・運転免許課) .....	18
○教習指導員審査の実施 (90・同) .....	20

# 告 示

## 福井県告示第387号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年8月30日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	不倫旅 さいはての欲情	福原組 〈新東宝映画〉

## 福井県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.7.1	川畑歯科医院	鯖江市本町1丁目1-12

## 福井県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.7.5	名称変更	堀川医院	越前市本多1丁目6-7
R6.4.1	代表者変更	独立行政法人国立病院機構 あわら病院 訪問看護ステーションアイリス	あわら市北潟238号1番地
R6.7.1	代表者変更	ひかり訪問看護ステーション	吉田郡永平寺町山王7-28
R6.7.1	代表者変更	訪問看護ステーションであい	大飯郡高浜町青1時宮ケ谷1号3番地1

R6.7.5	開設者変更	あい調剤薬局 敦賀店	敦賀市結城町17-9
R6.7.5	開設者変更	クララ調剤薬局 野神店	敦賀市野神40号258番4
R6.7.5	開設者変更	クララ調剤薬局 住吉店	越前市住吉町9番19号
R6.7.5	開設者変更	クララ調剤薬局	鯖江市三六町1丁目3-6
R6.7.5	開設者変更	株式会社クララ調剤薬局中野店	鯖江市中野町4-4-1
R6.6.26	開設者変更	一般社団法人福井県薬剤師会 水仙薬局	吉田郡永平寺町松岡御公領906
R6.6.27	開設者変更	藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎31-12-1
R6.6.1	管理者変更	南山堂薬局 天王町店	越前市元町6丁目6
R6.6.26	管理者変更	南山堂薬局 さばえ旭店	鯖江市旭町3丁目6番1号
R6.6.24	管理者変更	クスリのアオキ今宿薬局	越前市今宿町第2号1番地の1
R6.7.11	管理者変更	ウエルシア薬局鯖江鳥羽店	鯖江市鳥羽三丁目903番地
R6.7.5	管理者変更	藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎31-12-1
R6.6.1	事業所所在地変更	おた訪問看護ステーション	丹生郡越前町織田106-42-2
R6.6.1	事業所所在地変更	訪問看護ステーションわかさ	福井県三方上中郡若狭町井崎40-80
R6.7.1	廃止	川畑歯科医院	鯖江市本町1-1-12

### 福井県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R6.6.4	水谷歯科医院	越前市平出3-8-40
R6.9.1	調剤薬局 薬報堂 春江店	坂井市春江町江留上錦52
R6.4.1	ほっとりハピリ訪問看護ステーション	越前市高木町111-2
R6.7.1	公立丹南病院訪問看護ステーション	鯖江市三六町1丁目2-31

### 福井県告示第391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870500558	たんばぼ介護付 有料老人ホーム	福井県大野市鍛掛第2号16番地	たんばぼ訪問看護 ステーション株式会社	令和6年9月1日	特定施設入居者生活介護

**福井県告示第392号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870700307	サンサン訪問介護 支援センター	福井県鯖江市幸町2丁目6番11号	株式会社サンサン	令和6年8月7日	令和6年5月20日	訪問介護
1870200233	つるが生協 ショートステイ満天	福井県敦賀市公文名1号6番	福井県医療生活協同組合	令和6年8月29日	令和6年8月31日	短期入所生活介護

**福井県告示第393号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870200233	つるが生協 ショートステイ満天	福井県敦賀市公文名1号6番	福井県医療生活協同組合	令和6年8月29日	令和6年8月31日	介護予防短期入所生活介護

**福井県告示第394号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日

精神通院 医療	たんばぼ薬局 福井日赤店	福井市月見2丁目3番3号	たんばぼ薬局株式会社	代表取締役 松野 英子	岐阜県岐阜市若宮町9丁目16	令和6年9月1日
精神通院 医療	福井日赤前薬局	福井市月見2丁目5番28号	株式会社ストレッチア	代表取締役 山根 弘	東京都中央区八重洲2丁目2-1	令和6年9月1日
精神通院 医療	クスリのアオキ 月見薬局	福井市月見4丁目2番28号	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512	令和6年9月1日

訪問看護ステーション

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院 医療	ひかり訪問看護ステーション板垣	福井市板垣5丁目201番地	医療法人雄久会	理事長 早瀬 光代	福井市木田1丁目3301	令和6年9月1日

福井県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽文殊土地改良区	令和6年8月26日

福井県告示第396号

一般県道東郷麻生津線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年9月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
		新	福井市下河北町2字西河原 毛田8番7から 福井市下河北町3字蓼草1番2まで	8.1 ～ 12.8	140.0

一般県道	東郷麻生津線	新	福井市下河北町3字蓼草29番3から	7.5	125.2
			福井市下河北町3字蓼草1番2まで	8.5	
	旧	福井市下河北町3字蓼草29番3から	7.5	125.2	
			福井市下河北町3字蓼草1番2まで		8.5

### 福井県告示397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、高浜都市計画道路事業を認可する旨の近畿地方整備局告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 都市計画事業の種類および名称

高浜都市計画道路事業  
3・5・3号高浜駅前線

#### 2 施行者の名称

福井県

#### 3 事業所の所在

福井市大手3丁目17番1号

#### 4 事業地の所在

##### (1) 収用の部分

福井県大飯郡高浜町宮崎72号、宮崎73号、宮崎75号、宮崎76号、宮崎77号、宮崎86号、宮崎87号および三明2号地内

##### (2) 使用の部分

なし

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修（以下「研修」という。）および同法第8条の3の規定に基づくクリーニング所の業務に従事するものに対する講習（以下「講習」という。）を指定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

1 主催者の名称および住所  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋6丁目8番2号

#### 2 研修の種類

##### (1) 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するもの）

##### ア 開催年月日および会場

令和6年11月17日（日）

福井県自治会館

福井市西開発4丁目202-1

##### イ 研修の科目および時間数

(1) 衛生法規および公衆衛生

(2) 洗濯物の受取、保管および引渡し

(3) 洗濯物の処理

(4) 繊維および繊維製品

（各1時間 計4時間）

※レポート提出あり

※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数

##### ウ 受講料

5,000円

##### (2) 第2型研修（通信制で行うもの）

##### ア 受講の申込みの受付期間

第1回 令和6年10月1日（火）から令和6年11月29日（金）まで

第2回 令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで

##### イ 研修の科目およびレポートの課題

(1) 衛生法規および公衆衛生

(2) 洗濯物の受取、保管および引渡し

(3) 洗濯物の処理

(4) 繊維および繊維製品

##### ウ 受講料

5,000円

#### 3 講習の種類

##### (1) 第2型講習（通信制で行うもの）

##### ア 受講の申込みの受付期間

上記2(2)第2型研修と同じ

##### イ 講習の科目およびレポートの課題

上記2(2)第2型研修と同じ

##### ウ 受講料

4,500円

4 その他

研修に関する問合せは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3階 電話 0776-25-2064）に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(1) ドラッグコスモス加茂河原店

福井県福井市加茂河原3丁目1004番 外12筆

(2) ドラッグコスモス江守中店

福井県福井市江守中2丁目1415番地 外10筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

3 変更した事項

現在事項全部証明書の本店所在地からビル名称を削除

(変更前)

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(変更後)

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

4 変更の年月日

令和5年9月1日

5 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場として届出がされているため、住所が変更となる場合は、同条例に基づく「氏名（名称、住所、所在地）変更届出書」を提出のこと

（ドラッグコスモス加茂河原店のみ）

・変更事項について意見はないが、当該大規模小売店舗が、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵庫室外機、空調室外機および送風機等

が該当となる

（ドラッグコスモス江守中店のみ）

6 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

AOSSA5階

福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス板垣店

福井県福井市板垣1丁目101番 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

3 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。

なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵庫室外機、空調室外機および送風機等が該当となる。

・3,000㎡以上の土地を形質変更する際には、土壤汚染対策法に基づく届出が必要である。該当する場合は、土地造成等の工事着工の30日前までに届出を行うこと。

- ・騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。
- ・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第2種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：50dB  
 昼（AM8：00～PM7：00）：60dB  
 夕（PM7：00～PM10：00）：50dB  
 夜（PM10：00～AM6：00）：45dB

【規制基準値（第3種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：60dB  
 昼（AM8：00～PM7：00）：65dB  
 夕（PM7：00～PM10：00）：60dB  
 夜（PM10：00～AM6：00）：55dB

- ・早朝および夜間の搬入作業および荷捌き作業をなるべく避けること。
- ・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。
- ・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1  
AOSA5階  
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

徳光用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月9日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 森川 豊弘 福井市太田町16-26

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月6日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 齊藤 藤伸 福井市清水畑町19-3

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月13日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 藤田 佳光 福井市南山町8-10-1

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県食品加工研究所 エレベーター更新修繕業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県食品加工研究所  
福井県坂井市丸岡町坪ノ内1-1-1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月31日
- 4 落札者の名称および住所

三菱電機ビルソリューションズ株式会社北陸支社  
石川県金沢市広岡3丁目1-1

- 5 落札金額  
32,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年6月18日

---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
除雪ドーザ（14t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部道路保全課  
福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月5日
- 4 落札者の名称および住所  
コマツサービスエース株式会社  
福井市主計中町第13号7番地
- 5 契約金額  
28,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年4月23日

---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量

除雪トラック（7t級） 1台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部道路保全課  
福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月5日
- 4 落札者の名称および住所  
UDトラックス株式会社福井カスタマーセンター  
福井市重立町28字辻44番
- 5 契約金額  
43,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年4月23日

---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日  
福井県福井土木事務所長 高野 政志

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量  
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）1,340t（購入見込数量）
  - (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書および凍結防止剤（塩化ナトリウム）購入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
  - (3) 契約期間  
契約日から令和7年3月31日
  - (4) 納入場所  
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札日時までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先  
〒910-0853  
福井県福井市城東4丁目28-1  
福井県福井土木事務所 総務課  
電話 0776-24-5114
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和6年9月24日（火）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

#### (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

##### ① 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

##### ② 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

ア 提出先4(1)と同様とする。

イ 持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

#### (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

#### (2) 入札書の提出期間

令和6年10月23日（水）8時30分から17時まで

令和6年10月24日（木）8時30分から16時まで

#### (3) 開札日時

令和6年10月25日（金）10時

#### (4) 開札場所

福井市城東4丁目28-1

福井県福井土木事務所3階 第一会議室

### 7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

#### 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請書の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

#### 10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 1,340t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time: Friday, October 25, 2024 at 10:00 am

(3) Contract period: From the contract date to March 31, 2025

(4) Contact point for notification: 4-28-1 Joto, Fukui City, Fukui Prefecture  
Fukui Civil Engineering Office, 910-0853

TEL 0776-24-5114

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

福井県奥越土木事務所長 増田 幹雄

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量

凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg）663t（購入見込量）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和7年3月31日

(4) 納入場所

入札説明書等による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履

行するために必要な能力を有するものであること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒912-0016

福井県大野市友江11-14

福井県奥越土木事務所 総務課

電話 0779-66-8130

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から、令和6年9月24日（火）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日という

。）を除く。）

(2) 提出先

4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日という。）を除いた開庁日に持参すること。

### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月23日（水）8時30分から17時まで

令和6年10月24日（木）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和6年10月25日（金）9時

(4) 開札場所

福井県大野市友江11-14

福井県奥越土木事務所 総務課

### 7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

#### 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けた時は、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

#### 10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 663t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time: Friday, October 25, 2024 at 9:00 am

(3) Contract period: From the contract date to March 31, 2025

(4) Contact point for notification: 11-14 Tomoe, Ono City, Fukui Prefecture  
Okuetsu Civil Engineering Office, 912-0016  
TEL 0779-66-8130

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量

凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）800t（購入見込量）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和7年3月31日

(4) 納入場所

入札説明書等による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願(入札説明書別紙様式3)を契約当事者に提出し、契約当事者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒915-0882  
福井県越前市上太田町42-1-1  
福井県丹南土木事務所 総務課  
電話 0778-23-4539

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(別紙様式1)を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和6年9月24日(火)17時まで(土曜日、日曜日および休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。))を除く。)

(2) 提出先

4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提

出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること(提出期限内に必着)。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。)を除いた開庁日に持参すること。

### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月23日(水)8時30分から17時まで  
令和6年10月24日(木)8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和6年10月25日(金)10時

(4) 開札場所

越前市上太田町42-1-1  
福井県丹南土木事務所 総務課

### 7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに

通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
  - ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所  
申請者の受付時期  
福井県の休日进行を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。  
申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課総務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 800t (order not guaranteed)
- (2) Bidding date and time: Friday, October 25, 2024 at 10:00 am
- (3) Contract period: From the contract date to March 31, 2025
- (4) Contact point for notification: 42-1-1 Kamioda-cho, Echizen City, Fukui Prefecture Tannan Civil Engineering Office, 915-0882  
TEL 0778-23-4539

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

福井県嶺南振興局小浜土木事務所長 野坂 博之

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量  
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）565t（購入見込量）
  - (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
  - (3) 契約期間  
契約日から令和7年3月31日
  - (4) 納入場所  
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）  
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。
  - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
  - (3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
  - (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
    - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
    - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
    - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒917-0241

福井県小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所 総務課

電話 0770-56-2103

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

### 5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和6年9月24日（火）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

(2) 提出先

4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

### 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年10月23日（水）8時30分から17時まで

令和6年10月24日（木）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和6年10月25日（金）10時

(4) 開札場所

小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所

3階入札室

### 7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに別記様式1により所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに別記様式2により、発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 565t (order not guaranteed)

(2) Bidding date and time: Friday, October 25, 2024 at 10:00 am

(3) Contract period: From the contract date to March 31, 2025

(4) Contact point for notification: 1-101 Onyu, Obama City, Fukui Prefecture  
Reinan Regional Bureau Obama Civil Engineering Office, 917-0241  
TEL 0770-56-2103

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとお

り告示する。

令和6年9月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年 7月26日	かわい永充後援会	鈴木 宏紀	代表者	鈴木 宏紀	西藤 富士男
			会計責任者	根来 駿也	山村 岩夫
令和6年 8月1日	自由民主党福井県 ビルメンテナンス 支部	杉田 剛彦	主たる事務 所の所在地	福井市三ツ屋1- 617	福井市里別所新町 505
			代表者	杉田 剛彦	木下 雅俊
令和6年 8月7日	竹内和順後援会	吉田 清隆	代表者	吉田 清隆	大久保 満
令和6年 8月15日	立憲民主党福井県 第2区総支部	辻 英之	代表者	辻 英之	三田村 輝士
			国会議員関 係政治団体 の区分	法第19条の7第1 項第1号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団 体以外の政治団体
			公職の種類 (第1号)	衆議院議員	

#### 福井県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月10日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成13年10月31日	自由民主党福井県遊技連支部	山本 弘幸

## 公安委員会告示

#### 福井県公安委員会告示第89号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

(2) 期日

令和6年10月24日（木）および同年10月25日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地  
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和6年9月20日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式の場合は85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。

	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

- (3) 審査に関する問合せ等  
 坂井市春江町針原第58号10番地  
 福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

**福井県公安委員会告示第90号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月10日  
 福井県公安委員会  
 委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

- (1) 種類  
 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）
- (2) 期日  
 令和6年10月24日（木）および同年10月25日（金）
- (3) 場所  
 坂井市春江町針原第58号10番地  
 福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

- (1) 申請に必要な書類

- ア 審査申請書  
 イ 運転免許証の写し  
 ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面  
 (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者  
 (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者  
 (ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者  
 (エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- (2) 提出先  
 坂井市春江町針原第58号10番地  
 福井県警察本部交通部運転免許課
- (3) 提出期限  
 令和6年9月20日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

- (1) 審査を受けようとする者の資格要件  
 ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）および教習指導員審査（牽引）  
 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。  
 イ 教習指導員審査（大型二種）  
 大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（大型）の交付を受けていること。  
 ウ 教習指導員審査（中型二種）  
 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。  
 エ 教習指導員審査（普通二種）  
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証（普通）の交付を受けていること。
- (2) 審査方法およびその合格基準  
 ア 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）  
 次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
------	------	-------

教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

